

# 農業所得・農家経済と農業経営

—その動向と農業構造改革への示唆—

基礎研究部長 清水徹朗

## 〔要 旨〕

- 1 1992年に策定された新政策を受けて93年に農業経営基盤強化促進法が制定され、農業経営の規模拡大の方針が示されたが、その後20年を経て農業所得は半減した。自民党は今年行われた参議院選挙で「農業・農村所得倍増」を公約として掲げたが、その具体策は不明確である。
- 2 農業所得は農産物販売額から農業経営費を差し引いたものであるが、農業経営における農業所得の位置づけに関しては様々な見解があり、これまで論争が行われてきた。日本の農家は兼業農家が多く、兼業農家は農外所得も含めた農家所得全体を最大化することを考えて行動している。
- 3 農業所得は生産量減少、価格低下、資材価格上昇によって大きく減少しており、特に稲作の所得減少が著しく、07年以降の飼料価格の上昇によって畜産経営も悪化している。ただし、農家戸数も減少したため、農家1戸当たりの農業所得はわずかな減少にとどまっている。
- 4 03年以前は、世帯員1人当たりの所得は農家が勤労者世帯を上回っていたが、04年以降は、統計の内容が変更され、農家の所得は勤労者世帯を下回っている。稲作農家や副業的農家は年金に多く依存している高齢農家が多い。
- 5 農業所得増大のため、①国境措置の維持、②価格所得政策の再構築、③経営規模拡大と複合経営化、④生産コスト削減、が必要であるが、6次産業化と農産物輸出増大は、望ましい方向ではあるものの、限界があるだろう。
- 6 農業構造改革論議において農業経営の論理と農家経済に対する無理解が多くみられ、「農業成長産業論」や「攻めの農業」では日本農業の健全な発展は望めない。政府の農業経営政策も農家・農村の実態に対する理解が不足しており、現場とかい離れた政策では十分な成果が出ないであろう。農協の営農指導事業と農業金融の役割を再確認し、農協は農業構造の変化に対応して農業経営の成長・発展に資するよう人材育成や研修体系の整備、システム開発に取り組む必要があるだろう。

## 目次

### はじめに

#### 1 農業所得の概念と農業経営における位置づけ

- (1) 農業所得の概念
- (2) 農業経営の目標としての農業所得
- (3) 農家経済と農業所得

#### 2 農業所得の動向

- (1) 20年間で半減した農業所得
- (2) 農業所得減少の要因
- (3) 部門別の農業所得

#### 3 農家経済の動向

- (1) 農家経済の構造
- (2) 農家所得の動向
- (3) 類型別の農家所得

#### 4 農業所得増大に向けた課題

- (1) 国境措置の維持  
—所得倍増と両立しない関税撤廃—
- (2) 価格所得政策の再構築
- (3) 経営規模拡大と複合経営化
- (4) 生産コストの削減
- (5) 6次産業化による付加価値の取り込み
- (6) 農産物輸出増大の可能性

#### 5 農業経営と農業構造改革

- (1) 農家経済と農業経営の論理に対する無理解
- (2) 農業経営政策の問題点
- (3) 家族経営と企業的農業経営
- (4) 「人・農地プラン」と「地域営農ビジョン」
- (5) 農協の営農指導事業と農業金融の役割

## はじめに

ウルグアイラウンドが最終局面に差し掛かりつつあった1992年に「新しい食料・農業・農村政策の方向」（通称「新政策」）が策定され、そのなかで、効率的・安定的な農業経営を育成し、これらが農業生産の大宗を担うような農業構造を実現する、という方針が示された。

この方針を受けて翌93年に農業経営基盤強化促進法が制定（農用地利用増進法の改正）され、認定農業者制度が設けられるとともに、日本全国で基本方針（都道府県）、基本構想（市町村）が策定され、「農業経営の指標」として「目標とすべき所得水準、労働時間」が示された。

それから20年が経過したが、この20年間で、生産量減少、輸入量増大、農産物価格低下によって日本全体の農業所得はほぼ半減した。こうしたなかで今年（13年）7月に行われた参議院選挙において、自由民主党は「農業・農村所得倍増」を選挙公約として掲げたが、どのような政策によって所得倍増を実現するのかについては、必ずしも明確ではない。

本稿では、こうした状況をふまえ、農業所得・農家経済の動向を分析するとともに、農業所得増大に向けた課題と農業構造改革のあり方について考えてみたい。

## 1 農業所得の概念と農業経営における位置づけ

### (1) 農業所得の概念

現代の貨幣経済において生活を維持するためには、貨幣を獲得する必要がある。農業には自家消費のための生産という側面があるものの、ほとんどの農家は販売を目的に農業生産を行い、収穫した農産物の販売によって生活に必要な貨幣を得ている。

一般の勤労者の場合は、会社からもらう給与（賃金）がその人の「所得」になるため比較的わかりやすいが、農家の場合は、それ自体が経営体であり、その労働の多くを家族労働に依存しているため、所得の算出はやや複雑になる。

農業所得は、単純に言えば、農産物を販売して得た収入から生産のために使った経費（農業経営費）を差し引いたものである。農業経営費の内訳は、肥料・農薬等の物財費、地代、利子、土地改良費、雇用労働費、農業機械等の減価償却費などであるが、簿記を付けていない農家は固定資産（農業機械、建物等）の減価償却費を厳密に計算していないこともあり、この場合、正確な農業所得を把握するのは難しくなる。また、近年では、政府から受け取る助成金が農業経営にとって重要な収入源になっており、農業所得を算出する際には経常補助金を含める必要がある。

なお、農業経営費と似た概念として「生産費」があるが、生産費には家族労働費、

自作地地代、自己資本利子などが含まれており、農業経営費と生産費とは異なり、その関係を正しく理解する必要がある。

（注1）厳密には農家が自家消費した農産物も農業所得に含まれる。

### (2) 農業経営の目標としての農業所得

資本主義経済において、企業（その多くは株式会社）は投下した資本に対する利潤を最大化することを目的に事業を行っているが、この場合、利潤は販売収入から製造原価・仕入原価や管理経費を差し引いたものである。農業経営も事業体であり、近代農学の祖とされるA.テアは『合理的農業の原理』（1812年）において、「農業は営利事業であり、植物体、動物体の生産によって利得を生み出すこと、すなわち利殖をその目的とする」と書いている。これに対して、日本にも大きな影響を与えたドイツの農業経営学者エーレボーは、「農業経営の私経済的目的は、農業者及びその家族の必要を能う限り円満に充足するにある」とし、「農業の目的が金銭獲得にあると考えるのは浅薄であり、農業による貨幣の獲得はこの目的を達するための手段である」と主張した（『農業経営学汎論』1917年）。

一方、日本における農業経済学・農業経営学の創始者ともいえる横井時敬は、最晩年の著書『小農に関する研究』（1927年）において、「日本の小農は非資本主義的労作経営であるため利潤概念は適用できず、できるだけ多くかつ巧みに自家労働を利用することが小農の行動原理である」と指摘した。また、大槻正男は、農業生産と農業経営を

区別し、「農業生産の目的は農業純生産であって農業所得ではありえない」と主張した（『農業経営学の基礎概念』1954年）。このように農業経営における農業所得の位置づけには様々な見解があり、その後も農業経営学において収益、所得、利潤、生産費に関して多くの研究・論争が行われてきた。

なお、農業は自然環境のなかで動植物を生産するため自然災害や不作に見舞われることがあり、価格変動リスクも抱えているため、農業経営にとってリスク管理も重要な要素である。また、農業は土地を利用して営まれるため、持続的な農業経営にとって地力維持が重要であり、短期的な収益最大化は必ずしも望ましくないこともある。このように農業経営には多面的な要素があり、単純に農業所得が農業経営の目標だとは言いきれない側面があることを理解する必要がある。

### (3) 農家経済と農業所得

日本における農業経営の主たる担い手は、「農家」と呼ばれる小規模な家族経営である。「小農」の特徴として家計と生産（経営）が未分離であることがあり、農業生産は自家労働（家族労働）によって行われ、農家は生産された農産物の一部を自家消費している。簿記を付けていない農家も多く、正確な農業所得の把握がなされていない場合もある。<sup>(注2)</sup>

日本の農家の多くは兼業農家であり、農家は農業所得のみならず農外収入や年金等の所得も含めた農家所得全体を考えて意思

決定を行っている。兼業農家にとって農業所得は農家所得の一部であり、農外所得を増大させるために農業所得の最大化を目指さないという行動をとることもある。これに関して大槻正男は、「農家経済の目標は全体としての農家所得（兼業所得を含めた）にあり、農業所得のみにあるのではない」とし、「農業経営の目標は、所有生産要素泉源体を万遍なく利用し、最大の農家所得を獲得すること、そして農家所得を消費して農家を構成する家族員全体の欲望充足の最大を得ることである」と書いている（『農業経営学の基礎概念』）。

ロシアの農業経済学者チャーヤノフは、小農の行動原理に関して、小農のような賃労働者なき経済は利潤追求を目的とする資本家的農業とは基本的に異なっていると認識から出発し、「小農は家族の利用しない労働を自家経営外において収入をもたらす活動に投じ」、「労働の自己利用の程度は、欲求満足の程度と労働苦痛の程度の関係によって決定される」と指摘した。そして、この理論にもとづいて小農経営における集約度、作物・技術の選択、資本、地代について分析した（『小農経済の原理』1923年）。チャーヤノフの小農理論は小農の強さと存在理由を解明したものであり、日本の農業経営学者にも大きな影響を与え、その後、農家の主体均衡論として発展していった。<sup>(注3)</sup>

**(注2)** 2005年農業センサスによると、日本の販売農家（196万戸）のうち、複式簿記を行っている農家は22万戸（11%）、青色申告を行っている農家は49万戸（25%）である。

**(注3)** 主体均衡論の立場からの農業経営学として頼平『農業経営学』（1991年）があり、石田正昭

は『農家行動の社会経済分析』（1999年）で農家主体均衡論に関する批判的な総括を行っている。

## 2 農業所得の動向

以上、農業所得に関する初期の議論を簡単に紹介したが、次に近年の農業所得の動向を概観する。

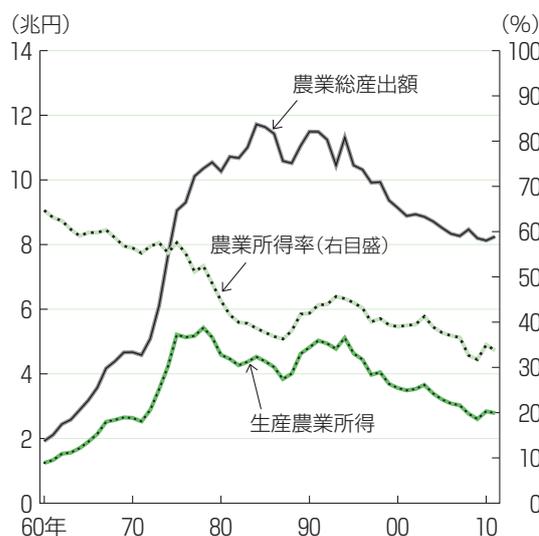
### (1) 20年間で半減した農業所得

「農業所得」は個々の農業経営によって生み出されるものであるが、農林水産省は日本全体の農業所得の推計を行っている。その方法は、まず個々の品目について生産量に販売価格をかけて生産額を計算し（それを合計したものが「農業総産出額」）、その生産額に農業経営統計調査によって算出した所得率をかけ、それに経常補助金を加えたものを「生産農業所得」としている。

11年において農業総産出額は8兆2,462億円であり、生産農業所得は2兆7,800億円である。生産農業所得は、ピーク時の1978年には5兆4,206億円、94年は5兆1,084億円であったが、その後、ほぼ半減した（第1図）。農業所得率（生産農業所得÷農業総産出額）は、60年には64.7%であったが、80年には44.7%となり、11年には33.7%に低下している。

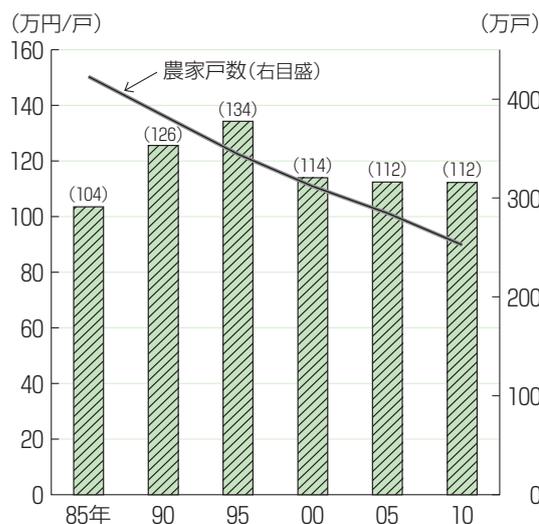
ただし、この間農家戸数も大きく減少したため、1戸当たりの農業所得は、90年126万円、2000年114万円、10年112万円と、わずかな減少にとどまっている（第2図）。農業所得の分布をみると、赤字であるものが

第1図 農業総産出額と生産農業所得



資料 農林水産省「生産農業所得統計」から作成  
 (注) 農業所得率=生産農業所得÷農業総産出額×100

第2図 農家1戸当たり農業所得の推移

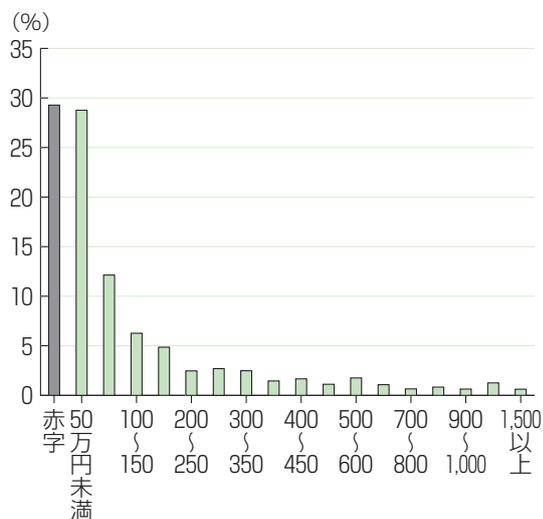


資料 農林水産省「農業センサス」「農業経営統計調査」から作成

29.3%、50万円未満が28.8%を占め、500～1,000万円は5.0%、1,000万円以上は1.9%に過ぎない（第3図）。

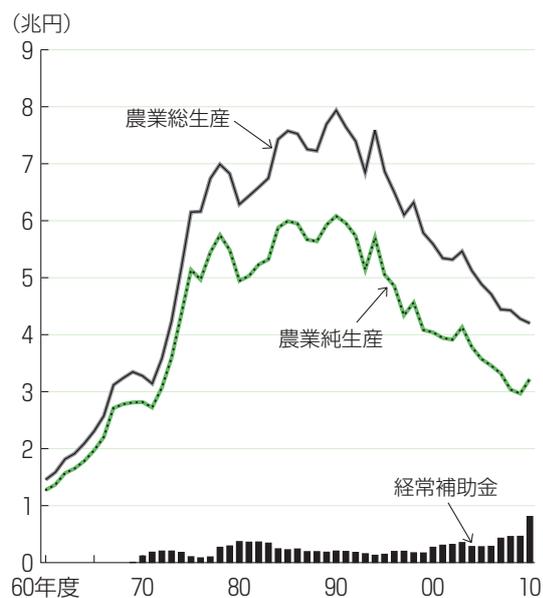
なお、農林水産省は国民経済計算（GDP統計）の一環として農業総生産、農業純生産も推計しており、10年において農業総生産4兆1,997億円、農業純生産3兆2,194億円

第3図 農業所得の分布状況(2011年)



資料 農林水産省「農業経営統計調査」から作成

第4図 農業総生産と農業純生産



資料 農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」から作成

である(第4図)。農業純生産は生産農業所得より大きいが、これは農業純生産には農業サービス部門(ライスセンター、土地改良区、農協営農指導、獣医師等)が含まれているためである。また、この統計によると、10年において農家が受け取った経常補助金

は8,080億円(2000年(2,671億円)の3倍)になっており、農業純生産(農業所得)に占める経常補助金の割合は徐々に高まっている。

(注4) 農業経営体には農家のほか農業法人もあり、農家1戸当たりの農業所得を正確に算出するためには農業法人の所得を差し引く必要があるが、ここでは農業経営体が全て農家であると仮定した。

(注5) 農業総生産=農業生産額-中間投入  
 農業純生産=農業総生産-固定資本減耗等+経常補助金

## (2) 農業所得減少の要因

### a 農業総産出額の減少

農業所得の部門別内訳の統計はないが、農業総産出額を部門別にみると、11年において米1兆8,497億円(90年に比べ△1兆3,462億円, △42.1%)、畜産2兆1,343億円(同△5,794億円, △18.5%)、野菜2兆1,343億円(同△4,537億円, △17.5%)、果実7,430億円(同△3,021億円, △28.9%)、その他<sup>(注6)</sup>9,684億円(同△5,650億円, △36.8%)であり、米、その他、果実の減少率が高い。90年から11年までの生産額減少の寄与度を部門別にみると、米が41.5%で最大であり、畜産17.8%、その他17.4%、野菜14.0%、果実9.3%である。

(注6) 「その他」の内訳は、花き(3,371億円)、いも類(2,045億円)、茶(721億円)、豆類(571億円)、葉タバコ(462億円)、てんさい(390億円)、麦類(370億円)、さとうきび(214億円)等である。

### b 生産量の減少

農業総産出額減少の要因の一つは生産量の減少であり、11年の生産量を90年と比べると、米△18.4%、野菜△24.7%、果実△39.4%、肉類△8.9%、牛乳△8.2%であり、オレンジ輸入自由化に伴ってみかんの生産

第5図 農業生産量の推移



資料 農林水産省「食料需給表」から作成

量が減少した果実の減少率が最大である(第5図)。野菜、肉類、牛乳の減少は円高や輸入自由化に伴って輸入量が増大したためであり、米、野菜の減少は消費量が減少したためである。また、生産者の高齢化や農家戸数減少によって生産基盤が弱体化したことも、生産量減少につながっている。

### c 農産物価格の低下

生産量が減少すると同時に、農産物価格も低下した。農産物価格指数(2010年=100)で見ると、90年から11年までの間に農産物全体で18.6ポイント低下したが、品目別にみると、米(△59.8ポイント)と肉類(△11.7ポイント)の低下幅が大きく、野菜、果実、牛乳はほぼ横ばいで推移している(第6図)。

農産物価格が低下した要因は、価格支持政策の縮小・廃止、円高に伴う輸入農産物価格の低下であり、特に米はウルグアイラウンド合意後に食管制度が廃止され政府に

第6図 農産物価格の動向



資料 農林水産省「農業物価統計」から作成

よる米買い取りがなくなって価格が大きく低下した。また、91年より牛肉の輸入自由化が行われ、同時に進行した円高も相まって牛肉の輸入価格が低下し、国内価格の低下をもたらした。

### d 資材価格の高止まり

農産物価格が低下する一方で、農業資材の価格は上昇傾向をたどり、11年の価格指数は1990年と比べて肥料は30.9ポイント、飼料は22.4ポイント上昇している(第7図)。肥料価格の上昇は肥料原料の資源制約によるものであり、飼料価格の上昇は米国のバイオエタノール需要増大等を背景に国際穀物価格が高騰したためである。また、農薬(4.8ポイント増)や農業機械(11.5ポイント増)の価格も上昇したが、肥料、飼料に比べると上昇率は低い。

第7図 農業資材価格の動向



資料 第6図に同じ

e 悪化した交易条件

農産物価格の低下，農業資材価格の上昇によって農業の交易条件は大きく悪化し、<sup>(注7)</sup> 交易条件指数(2000年=100)は80年に111.2、90年は120.3であったが、12年には89.1になっている(第8図)。

交易条件悪化の要因は、90年代は円高、

第8図 農業の交易条件の推移



資料 第6図に同じ

ウルグアイラウンド合意に伴う農産物価格低下が主因であったが、2000年代後半以降は飼料や肥料などの資材価格の上昇の要因が大きい。

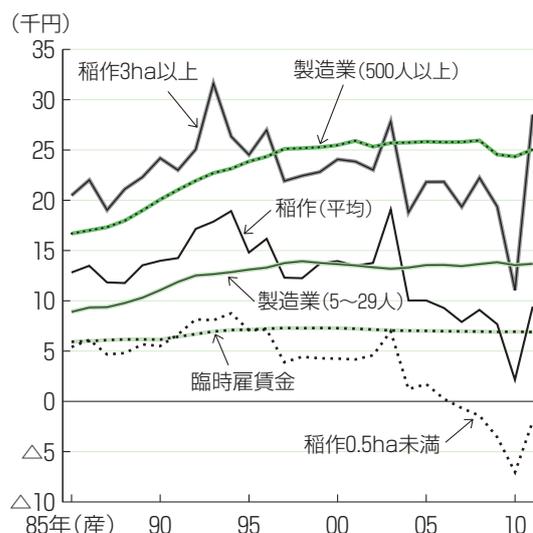
(注7) 交易条件指数=農産物価格指数÷農業生産資材価格指数×100であり、交易条件指数の減少は農業経営の悪化を意味する。

(3) 部門別の農業所得

a 稲作

稲作によって得られる所得は、米価の低下によって大きく減少している(第9図)。稲作の1日当たり所得は、<sup>(注8)</sup> 94年に18,927円であったものが、2000年には13,959円となり、10年では2,137円に減少した。3ha以上の稲作農家は製造企業の平均賃金を上回っているものの、0.5ha未満では臨時雇賃金(パート賃金)をも下回り、07年以降はマイナスが続いている。11年の稲作所得は米価上昇と戸別所得補償によってやや改善した

第9図 稲作所得と他産業賃金(1日当たり)



資料 農林水産省「米生産費調査」、厚生労働省「毎月勤労統計要覧」、全国農業会議所「農作業料金・農業労賃に関する調査結果」から作成

(注) 1日8時間労働として算出したもの。

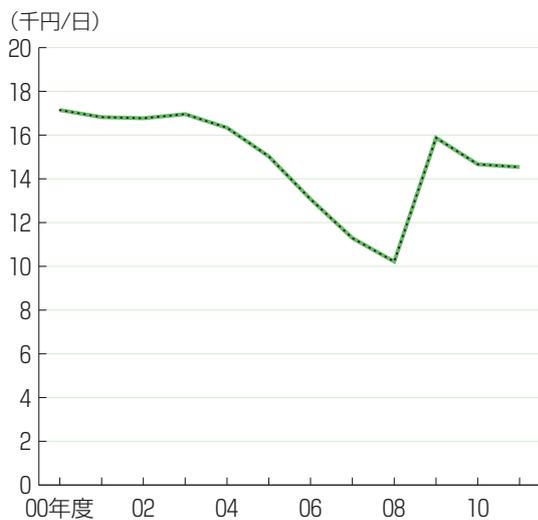
が、稲作農家の7割を占める1ha未満の農家の収益性は低く、現在使っている農業機械が更新期を迎えた際に稲作の継続は難しくなるであろう。

(注8) 1日当たり所得は1日8時間労働として算出したものであるが、稲作の労働には季節性があり、また短時間で済み終日かからない作業もあるため、稲作所得と勤労者賃金を単純に比較することはできない。

### b 酪農

日本の酪農は、円高に伴う飼料価格の低下に支えられてこれまで飼養規模を拡大してきたが、07年以降の国際穀物価格高騰によって配合飼料価格が上昇したため、酪農経営は急速に悪化した(第10図)。1日当たり所得をみると、04年は16,337円であったが08年には10,215円まで減少し、当時、酪農危機が叫ばれた。こうしたなかで乳業メーカーとの乳価交渉の結果、09年に30年ぶりに乳価が引き上げられ、その後、酪農所得は回復して今日に至っている。

第10図 酪農経営の1日当たり所得



資料 農林水産省「畜産物生産費統計」から作成

### c 肉用牛

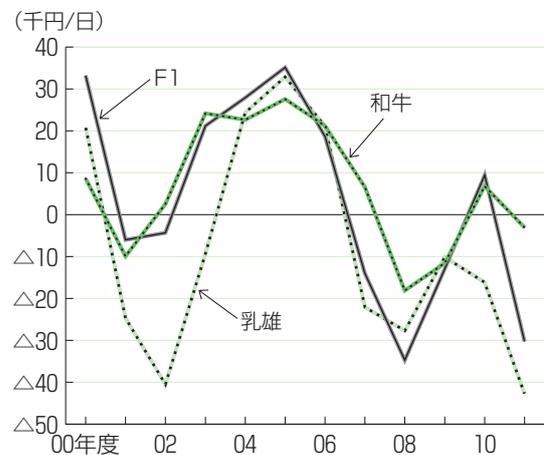
肉用牛の経営も、酪農と同様に07年以降の飼料価格上昇によって急速に悪化した。繁殖経営では、1日当たり所得が06年に15,101円であったものが、08年には3,729円に減少し、そのまま回復せずに低迷している(第11図)。肥育経営では事態はさらに深刻であり、和牛、乳雄、F1とも08年以降赤字経営に陥っている(第12図)。こうした事態に対応して肉用牛肥育経営安定対策事業

第11図 繁殖経営1日当たり所得



資料 第10図に同じ

第12図 肉用牛肥育経営1日当たり所得



資料 第10図に同じ

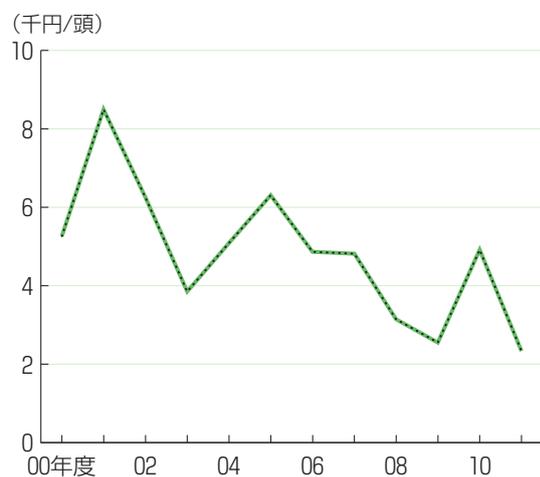
（「マルキン事業」と呼ばれている）が導入され、肥育経営はかろうじて経営を維持している状況が続いている。

#### d 養豚

養豚経営も飼料価格上昇によって所得が減少し、01年に8,492円であった1頭当たり所得は、11年では2,330円に大きく減少した（第13図）。

ただし、規模別にみると、11年の1日当たり所得の平均は8,792円で01年（14,716円）に比べて40%減少しているが、500頭未満の1日当たり所得は2,000円を割り込んでいるのに対し、2,000頭以上の経営体は22,806円と高水準を維持しており、規模による格差が拡大している。

第13図 肥育豚1頭当たりの所得

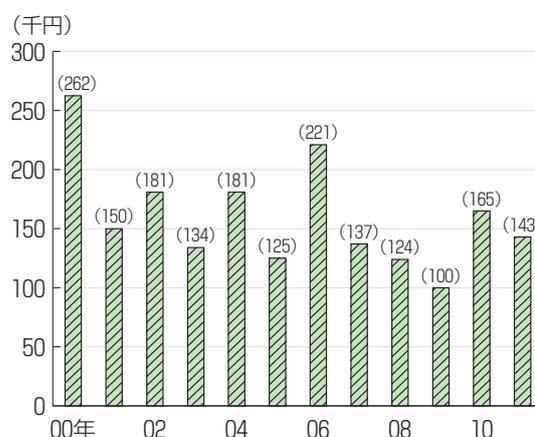


資料 第10図に同じ

#### e みかん

果実のなかで生産量が最も多いみかんについてみると、生産量の豊凶によって価格は大きく変動するが、所得は減少傾向にあり、2000年に262千円であった10a当たりの

第14図 みかんによる所得(10a当たり)



資料 農林水産省「農業経営統計調査」から作成

所得は11年では143千円に減少している（第14図）。

みかん農家の平均作付面積は0.8haで、これで得られる所得は114万円であり、みかん農家は他の作物を組み合わせたり高齢者の労働に多く依存していることがうかがえる。

#### f 野菜

野菜には多くの種類があるが、大きく露地野菜と施設野菜に分類でき、11年の10a当たり所得は、露地野菜が196千円であるのに対して、施設野菜は975千円で露地野菜の約5倍である。野菜農家の農業所得は露地野菜1,767千円（栽培面積0.9ha）、施設野菜4,126千円（同0.4ha）であり、露地野菜の所得はほぼ横ばいであるのに対して、施設野菜の所得は増加傾向にある。

### 3 農家経済の動向

#### (1) 農家経済の構造

日本の多くの農家は農業所得だけで生活

しているわけではなく、兼業収入、年金等の様々な所得を組み合わせて生計を維持している。

10年において、日本の販売農家163万戸のうち専業農家は45万戸（27.6%）であり、兼業農家が118万戸で72.4%を占めている。<sup>(注9)</sup> しかも、専業農家といっても、65歳未満の男子世帯員（生産年齢人口）のいる農家は183千戸、65歳未満の女子世帯員のいる農家は169千戸であり、専業農家の半分近くは65歳未満の世帯員がいない高齢農家である。

農家世帯員の平均は4.0人であり、高齢者のみで暮らしている世帯や1人暮らしも多くある。<sup>(注10)</sup> こうした高齢者のみの農家は年金をもらいながら農業を営んでいるが、国民年金の水準が低いため、得られる所得が減少したとはいえ農業は貴重な収入源であり、体力的に可能である限り農業を続けている。また、高齢世帯や零細な兼業農家にとっては自家消費のための農業生産が重要であり、近年増加した農産物直売所への出荷も高齢者の生きがいや現金収入のため重要な役割を果たしている。

**(注9)** このほか自給的農家（30a未満、50万円未満）が90万戸あるが、これらのほとんどは兼業農家である。

**(注10)** 日本全体では、65歳以上のみの高齢者世帯は956万戸（全世帯の20%）で、うち単身世帯が470万戸である（厚生労働省「国民生活基礎調査（2011年）」）。

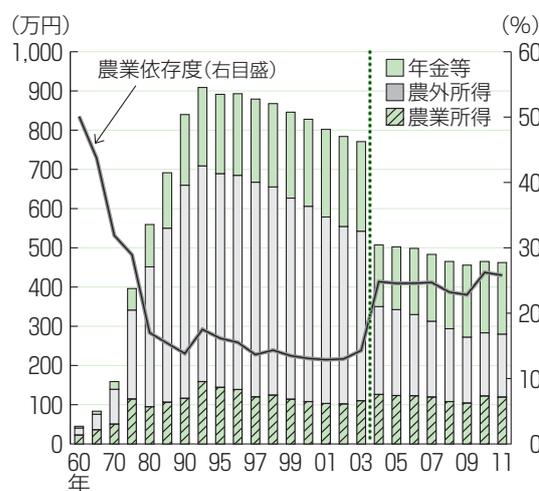
## (2) 農家所得の動向

農家所得は農業所得に農外所得と年金等を加えたものであり、かつては「農家経済調査」によって調査されていたが、04年以

降は統計の名称が「農業経営統計調査」に<sup>(注11)</sup>変わった。それに伴って調査対象の所得の範囲が変更され、03年以前と04年以降では統計の連続性がない。変更された点は、03年までの農家経済調査では農家世帯員全員の所得を合計して「農家所得」としていたが、04年以降は農業経営に参与する者のみの所得を合算しており、自家の農業に参与していない子弟の所得は含めないようにした。なお、11年の調査対象世帯数は4,478戸（経営体数）で、平均世帯員数3.54人、平均就業者数2.29人である。

所得の範囲が変更されたため、03年の農家所得（平均）は771万円であったが、04年は508万円、11年は466万円と大きく減少している（第15図）。そのため、03年以前は農家の世帯員1人当たり所得が勤労者世帯を上回っていることが指摘されたが、04年以降は農家の方が勤労者世帯より少なく、11年の農家所得は、世帯員1人当たりでは勤労

第15図 農家所得の推移



資料 農林水産省「農家経済調査」「農業経営統計調査」から作成

第1表 農家と勤労者の所得比較

(単位 千円, 人/戸, 千円/人, %)

			85年	90	95	00	05	11
農家世帯	所得	a	6,916	8,399	8,917	8,280	5,029	4,663
	世帯員数	b	4.34	4.25	4.19	3.98	3.86	3.54
	就業者数	c	2.46	2.38	2.50	2.35	2.42	2.29
	世帯員1人当たり所得	a/b=D	1,594	1,976	2,128	2,080	1,303	1,317
	就業者1人当たり所得	a/c=E	2,811	3,529	3,567	3,523	2,078	2,036
勤労者世帯	所得	x	5,338	6,262	6,850	6,731	6,271	6,120
	世帯員数	y	3.79	3.70	3.58	3.46	3.44	3.42
	就業者数	z	1.57	1.64	1.67	1.65	1.65	1.65
	世帯員1人当たり所得	x/y=F	1,408	1,692	1,913	1,945	1,823	1,789
	就業者1人当たり所得	x/z=G	3,400	3,818	4,102	4,079	3,801	3,709
比較	世帯員1人当たり所得	D/F	113	117	111	107	71	74
	就業者1人当たり所得	E/G	83	92	87	86	55	55

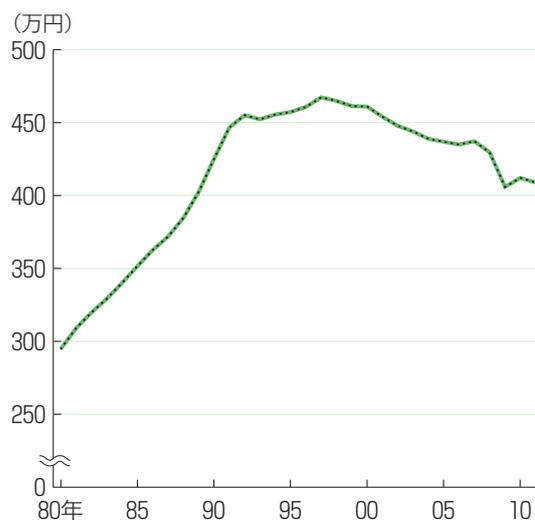
資料 農家世帯は「農業経営統計調査」、勤労者世帯は「家計調査」(二人以上の世帯)から作成  
 (注) 「農業経営統計調査」は04年より調査体系が変更され、対象とする世帯員を、農業経営に関与する者に限定した(それまでは農家の全ての世帯員対象)。その結果、農家世帯に属するが、農業には関与せず外で働いている者の所得が加算されなくなったため、農家所得は大きく減少した。

者世帯の74%、就業者1人当たりでは勤労者世帯の55%になっている(第1表)。  
 (注12)

農家所得の動向をみると、04年以降08年まではわずかに減少傾向にあったが、08年以降はほぼ横ばいで推移している。11年の農業所得は1,196千円で農家所得の25.8%を占め、農業所得は年による変動はあるもののほぼ横ばいで推移している。農外所得は1,604千円で34.6%を占め、04年に比べて28.4%減少しているが、年金等の収入は1,825千円で農外所得を上回り、04年に比べ15.9%増加している。これは、農家世帯員の高齢化が進んで会社を定年退職した世帯員が多くあり、農外所得が減少したのに対して、年金を受給する世帯員が多くなったためである。

また、日本全体としてデフレ経済下で勤労者の賃金が減少傾向にあることも(1人当たり賃金は過去10年で9.9%減少)、農外所得減少につながっていると言えよう(第16図)。

第16図 1人当たり平均給与(年収)の推移



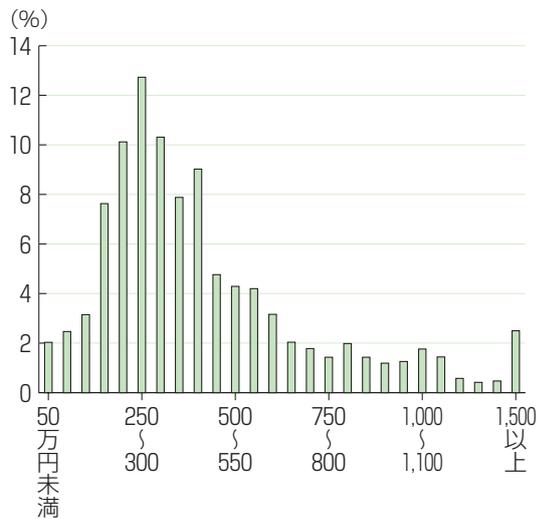
資料 国税庁「民間給与実態統計調査」から作成

なお、農家所得の分布をみると、最も多いのは250~300万円であり、1,000万以上は7.2%である(第17図)。

(注11)「農業経営統計調査」には農家以外の農業経営体(法人経営等)も含まれているが、農家以外の割合は小さいため、本稿では全て農家であるとして以下の説明を行う。

(注12) 親と同居しながら農外で働いている子息は、世帯は同一でも財布は別であるため、変更後の

第17図 農家所得の分布状況(2011年)



資料 第14図に同じ

方が農家所得の把握としては正しく、農家の実感にも合っているといえよう。ただし、農家と勤労者世帯では、世帯員の年齢構成、物価水準、住宅ローンの比重などが異なり、単純な比較はできない。

### (3) 類型別の農家所得

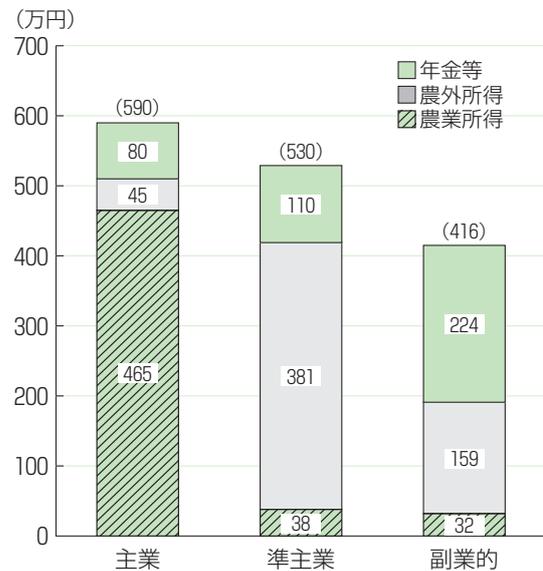
#### a 主副業別

農家所得を主副業別にみると、主業農家590万円、準主業農家530万円、副業的農家416万円であり、主業農家が最も多い(第18図)。

主業農家は、その定義(農業所得が主)から当然のことであるが、農業所得が465万円で農家所得の78.8%を占め、一方、農外所得は45万円(7.6%)、年金収入は80万円(13.6%)と少ない。

準主業農家(農業所得が従で60日以上農業従事の65歳未満世帯員がいる)は、農業所得38万円(7.2%)、農外所得381万円(71.9%)、年金等110万円(20.8%)であり、農業所得が少ない。

第18図 農家分類別農家所得(2011年)



資料 第14図に同じ

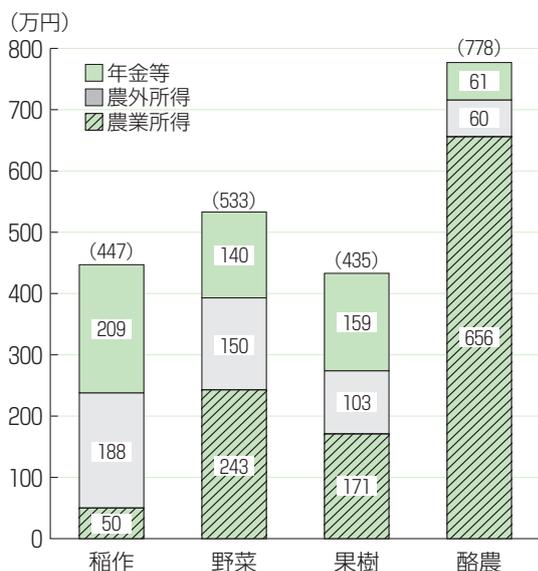
副業的農家(60日以上農業従事の65歳未満世帯員がいない)は、農業所得32万円(7.7%)、農外所得159万円(38.2%)、年金等224万円(53.8%)であり、副業的農家には年金に多く依存している高齢者世帯が多いことがうかがえる。

#### b 営農類型別

農家所得を営農類型別にみると、稲作農家<sup>(注13)</sup>447万円、野菜農家533万円、果樹農家435万円、酪農家778万円であり、稲作農家の所得が最も低い(第19図)。

稲作農家の所得のうち農業所得は50万円(11.2%)と小さく、農外所得188万円(42.1%)、年金等209万円(46.8%)であり、稲作農家は年金をもらっている高齢農家が多い。野菜農家は農業所得243万円(45.6%)、農外所得150万円(28.1%)、年金等140万円(26.3%)で、農業所得の割合が比較的高いが、果樹農家は農業所得171万円(39.3%)、農外所得

第19図 営農類型別の農家所得(2011年)



資料 農林水産省「営農類型別経営統計」から作成

103万円(23.7%)、年金等159万円(36.6%)で、農業所得は野菜農家より少ない。酪農家は農業所得が656万円(84.3%)と大部分を占め、農外所得(60万円)や年金等(61万円)の割合は小さく、酪農家は専業農家が多いことを反映している。

### c 地域別

農家所得を地域別にみると、北海道が7,196千円と全国平均(4,633千円)の1.55倍であり、次いで東海が5,428千円と高い。一方、東北(4,206千円)と九州(4,266千円)は全国平均より低い。地域差はそれほど大きいわけではない。

農業所得をみると、北海道が5,213千円で農家所得の72%を占め、九州も1,443千円で農家所得の34%を占めるが、中国(790千円)、近畿(812千円)、東北(1,090千円)の農業所得は全国平均(1,196千円)より少ない。

(注13)「農業経営統計調査」では「水田作経営」であり、水田で作付けした農業生産物の販売収入が最も多い経営。

## 4 農業所得増大に向けた課題

以上、農業所得と農家経済の動向を概観したが、農業所得、農家所得とも減少傾向にあり、これまでのトレンドを逆転させ、自民党が参議院選挙の公約として掲げた「農業・農村所得倍増」を実現するのは困難であろう。ただし、「倍増」までとはいかないとしても、農業所得、農家所得が増加すること自体は望ましいことであり、農業所得増大のための課題を整理すると以下の通りである。

### (1) 国境措置の維持

#### —所得倍増と両立しない関税撤廃—

自民党の選挙公約は政府がTPP交渉参加を決定した後に出されたものであり、選挙公約では「聖域なき関税撤廃に反対」を掲げ、TPP交渉では重要品目の関税維持の方針が打ち出された。現在、日本は重要品目5品目の関税を維持すべく交渉にあっているが、それが実現するか否かは今後の交渉にかかっている。

国境措置をなくしても直接支払いによって農家に所得補償を行えばよいとの理論・主張が一部にあるが、重要品目については国境措置による関税・調整金の収入が国内生産維持のための重要な財源になっており、関税を撤廃するとこの財源を失うことになる。日本の財政は収収が歳出を大きく下回

る状態が続いており、消費税率引上げ後もこの構造が続くため、直接支払いの財源確保は難航することが必至である。

したがって、関税撤廃と農業所得増大とは両立させることはできず、TPP交渉では当初方針通り重要品目を守り抜くべきであり、もしそれが実現できないような交渉になるのであれば、日本はTPPから離脱すべきであろう。

## (2) 価格所得政策の再構築

ウルグアイラウンドの後、日本は農業保護水準（AMS）の削減のため価格支持政策を縮小・廃止してきた。米については政府買入をなくして米価の低落を容認し、価格低下を補うために導入された経営安定対策も不十分なものであった。民主党政権下で導入された戸別所得補償は一定の効果があったものの、農業財政を圧迫する要因となっている。米以外の品目についても価格支持政策の改革が行われ、それが農業所得減少、生産量減少の要因になっている。

米国、EUともウルグアイラウンド合意後も農業保護を維持・強化しており、日本も農業所得の向上、農業経営の安定のため価格所得政策を再構築する必要がある。

## (3) 経営規模拡大と複合経営化

国境措置維持、価格所得政策は農業所得増大のためにとるべき政府の役割であるが、個々の農業経営にとっては、経営規模拡大や経営複合化が所得向上や経営安定化のために必要になる。

これまでも農地集積は着実に進んできているが、農地を集積することによって労働や機械、土地の稼働率をあげることが可能になり、今後も農地集積による規模拡大を進めていく必要がある。

また、農業生産を持続的に行うためには地力維持が重要であり、複数の作物を組み合わせる輪作体系や畜産との連携が必要であるし、農業生産は自然環境のなかで行われ気象変動の影響を受けやすく自然災害等によるリスクが不可避であり、リスク分散のため複数の農業部門を営む複合経営の役割を再認識する必要がある。

## (4) 生産コストの削減

農業所得増大のためには、農産物販売額を増大させるとともに、経営費を削減することが必要である。そのためにも規模拡大や複合化が重要な課題であり、機械の稼働率の向上、土地資源の有効活用、労働の季節変動の緩和によって生産コストを削減することができ、集落営農の組織化も参加農家の所得を増加させる有力な方策である。

また、流通費用削減、生産技術の改革などによる生産コスト削減も重要な課題である。

## (5) 6次産業化による付加価値の取り込み

近年、農業の6次産業化が盛んに唱えられ、それが「攻めの農業」の目玉事業の一つとなっている。「6次産業化」とは海外では「バリューチェーン」と呼ばれているものであり、農業経営が加工、流通、外食、

観光など他部門に進出して付加価値を取り込むことにより所得を増加させようとするものである。

しかし、現実には農家自身が6次産業化に取り組むことは簡単ではなく、農業の現場では政府の掲げる6次産業化に対して違和感を持っている生産者も多い。加工、流通部門に進出するためには設備の導入やマーケティング費用などそれなりの経費が必要であるし、リスクも伴うため、6次産業化は農協や生産組織として取り組むことが望ましい。

6次産業化は、目指す方向としては間違っていないものの、それに過大な期待をかけるべきではなく、長期的視点で地道に進めるべきであろう。

## (6) 農産物輸出増大の可能性

農産物輸出増大も「攻めの農業」の重要な柱として掲げられているものである。農産物輸出が農政の柱として取り上げられたのは、日本がFTA推進政策に方針転換した10年ほど前であり、その後、農林水産省は多くの資源を投じて輸出拡大の努力を続けてきた。その結果、農産物輸出は08年までは増加傾向を示したが、09年以降は減少に転じており、必ずしも十分な成果をあげているとは言い難い状況にある。

農産物輸出拡大の方針は、日本の農産物・食品の品質を過大に評価し、輸出先の市場調査とマーケティング活動によって日本の農産物の高価格性は克服できるとの幻想をふりまいたものであり、その出発点か

らかなり無理があった。

また、「農産物」といっても、その内実をよくみると加工食品（醤油、菓子、清涼飲料水、即席めん等）が大部分であり、その原料の多くは輸入農産物である。そのほか輸出額が大きいのはタバコ、豚・牛の皮などであり、一般にイメージされている「農産物」とはかなり異なるものが多く、日本農業に寄与している部分はせいぜい600億円程度（輸出額の2～3割）で農業生産額の1%にも満たない。

世界各地で日本食ブームが起きていることは事実であり、輸出できる可能性がある限り輸出拡大の努力は続けるべきであるが、日本の農産物輸出には限界があり、輸出が日本農業の活路であるとの過大な期待を持つのはやめるべきであろう。

## 5 農業経営と農業構造改革

本稿の最後に、農業所得・農家経済の実態をふまえ、今後の農業構造改革のあり方について、主に、戦後日本の農業経営学において指導的役割を果たした金沢夏樹の問題提起に依拠しながら考えてみたい。

### (1) 農家経済と農業経営の論理に対する無理解

日本の農業政策は、農業基本法以来「農業構造改善」を掲げ、経営規模の拡大を目指してきた。その結果、一部の農業部門や地域では規模拡大が実現したものの、全体としては小規模経営体が多く残っており、

特に水田農業に関しては零細な構造が続いている。そのため、現在も「人・農地プラン」「農地中間管理機構」などにより農地集積を進めようとしているが、これまで小規模農家が存続し続けていたのには理由があり、こうした農家の行動原理に関する十分な理解がないままに政策が実施されてきたところに問題があった。

金沢夏樹は、農業経営に関する論議において、①生産性向上（生産費の低減）が農業所得・収益性の増大につながる、②外部環境の投影なしに内的必然が純粹に生まれる、という二つの誤解が蔓延していると指摘したが（『現代の農業経営』『農業経営問題の俯瞰』）、今日においてもいまだにこうした誤解が続いていると考えられる。<sup>(注14)</sup>

例えば、産業競争力会議における農業構造改革論議では、農業所得減少の実態を無視して「農業は成長産業である」との幻想にもとづき、6次産業化、輸出促進を柱とする「攻めの農政」を展開するとしているが、過去の農業経営学の研究成果をふまえない底が浅く粗雑な農業論議の中からは日本農業の健全な発展は望めないであろう。

**(注14)** 農業経営は「国民経済と私経済の結節点」（磯辺秀俊）、「技術と経済の交渉」（岩片磯雄）であり、金沢夏樹は、これを「経営（生産単位）と企業（収益単位）の二重性」として整理し、この農業経営の二重構造を理解することの重要性を主張した（『農業経営学講義』）。

## (2) 農業経営政策の問題点

金沢夏樹は70年代より農業経営政策の必要性を唱えてきたが（『農業経営の論理と政策』）、農業経営基盤強化促進法が制定され、

農林水産省の中に「経営局」が設置されるなど、かつての「物」と「土地」を中心とする農政から、「人」に着目した農政に徐々に重点を移してきているということが出来る。

しかし、その手法は、農家の主体性を軽視して行政が農業経営に必要以上に介入するなど、「上から」の政策という性格が現在も続いている。農林水産省は、新基本法制定後の01年に農業経営政策に関する研究会を設置して「農業構造改革推進のための経営政策」を発表したが、金沢夏樹はこの報告書について、国から農業者へのトップダウン的色彩が強く個別経営体の創意工夫を尊重していないと批判した（『農業と農学の間』2002年）。

また、行政の縦割構造は依然として残っており、特に畜産部門と耕種農業の関係においてそのことが指摘でき、農業環境政策に関しても、農業政策の体系のなかに環境保全が十分組み込まれているとは言い難い状況が続いている。<sup>(注15)</sup>

**(注15)** 農業環境政策を進める際に、一般に流布している浅薄な有機農業論では不十分であり、自然循環を重視したドイツ農学（農業重学）の伝統を再評価すべきであろう。また、金沢夏樹は「経済的土地分級」の研究を行ったが、「経済」のみでは不十分であり、「生態系」を含めた土地利用方式、土地利用計画に拡充していく必要がある。

## (3) 家族経営と企業的農業経営

農業経済学、農業経営学において大農と小農を巡る論争が古くからあり、今日でも家族農業の評価については見解が分かっている。<sup>(注16)</sup>

柏久は『農業経済学の展開過程－小農経済理論の終焉と企業的農業論の形成』（1994年）において、ドイツ農学や横井時敬以降の農業経済学・農業経営学の歴史を詳細にたどったうえで小農論を批判し、これからの農業経済学は、小農経済理論の呪縛を打ち破り企業的農業論を発展させる必要があると主張した。こうした主張は一面では理解できるものの、日本の農家はそれほど単純な論理で動いているわけではなく、現実の日本の農村における高齢者の生活実態や兼業農家の果たしている役割を踏まえた研究・政策が必要であろう。

（注16）阪本楠彦『幻影の大農論』（1980年）、玉真之介『日本小農論の系譜』（1995年）参照。

#### （4）「人・農地プラン」と「地域営農ビジョン」

農林水産省は12年度より「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」の策定を進めているが、これは市町村の担当者が農家に関するアンケート等により農家・農村の実態を把握したうえで、人と農地に関する地域農業の方針を示そうというものである。

それと同時に、リタイアする農業者に対して「白紙委任状」の提出を条件に農地集積協力金を交付することにより中核的な担い手への農地集積を進め、また新規就農者（青年就農者）の育成のため給付金を支給するという制度を設けた。しかし、この人・農地プランも農家の行動原理を十分ふまえたものではなく、農政当局の意気込みにもかかわらずその成果は限定的なものになる可能性が高い。

一方、JAグループは12年のJA全国大会で「地域営農ビジョン」の策定を決議し、現在、全国各地でその策定作業が進められている。地域営農ビジョンは人・農地プランと連携しながら進めるとし、「20～30ha」の農業経営を育成するという方針が示されたが、20～30haの経営体というのは現在の農村の実態とはかけ離れており、地域営農ビジョンは地域の実態をふまえた計画にするべきであろう。

なお、地域農業に関しては、70年代より市町村レベルで「農業振興地域の整備に関する法律」（農振法）にもとづいて農業振興地域整備計画（農振計画）が策定されており、90年代後半以降には農業経営基盤強化促進法にもとづいて農業経営基盤強化促進基本構想が策定されている。さらに、10年前に水田農業ビジョンを策定したにもかかわらず、新たに人・農地プランの策定が進められるなど、地域農業の計画・ビジョンは錯綜しており、今後、こうした計画の整理統合・調整が必要になるであろう。

#### （5）農協の営農指導事業と農業金融の役割

最後に、農業経営の育成に果たす農協の役割について触れておきたい。

今後、日本で農業経営を育成していくうえで、農協の営農指導と農業金融が果たすべき役割はますます重要になっている。日本の農業は、かつての「600万戸の同質的な自作農家」という状況から変化してきており、農協の営農指導事業においても、こう

した農業構造の変化に対応し農業経営管理や会計指導を強化する必要がある。

農協信用事業（JAバンク）は農業メインバンク化を推進する方針を示しているが、金融の目的のひとつは資金管理を通じた経営管理・指導であり、農協の金融部門は、農家・農業経営の会計情報を分析し農業経営改善をアドバイスできるような人材を育成する必要があり、そのために研修体系の整備やシステム開発が求められている。

#### <参考文献>

- ・横井時敬（1927）『小農に関する研究』丸善
- ・大槻正男（1954）『農業経営学の基礎概念』養賢堂
- ・磯辺秀俊（1985）『農業経営の理論的課題』養賢堂
- ・金沢夏樹（1975）『現代の農業経営』東大出版
- ・金沢夏樹（1976）『農業経営の論理と政策』家の光協会
- ・金沢夏樹編（1978）『農業経営学の体系』地球社
- ・金沢夏樹（1990）『農業経営学講義』養賢堂
- ・柏久（1994）『農業経済学の展開過程』日本経済評論社

（しみず てつろう）

